

ISSUE BRIEF  
法科大学院の発足

- 残された問題点と課題 -

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 444(Mar.16.2004)

はじめに

法科大学院制度導入の背景及び経緯

- 1 現在の法曹養成制度の問題点
- 2 司法制度改革審議会「意見書」提出までの経緯
- 3 意見書に示された法科大学院制度
- 4 「意見書」以降の経緯

問題点と課題

- 1 公平性・開放性・多様性の確保
- 2 教育の質の確保
- 3 新司法試験との関係

おわりに

行政法務課

(おちみどり  
落美都里)

調査と情報

第 444 号

## はじめに

平成 16 年 4 月に 68 校の法科大学院が開校し、新しい法曹養成制度がスタートする。平成 15 年 11 月の設置認可では、2 校が「保留」とされたが、いずれも 1 月に設置認可を受けた。

平成 15 年 10 月下旬、筆者は、地方で法科大学院の開設を予定している 5 つの大学で、設置実務に携わっている方々の話を伺う貴重な機会を得た。そこで、今回の現場の意見も踏まえた上で、司法制度改革の中で法科大学院制度が導入されるに至った経緯を振り返るとともに、法科大学院開校間近の現段階ですでに明らかになっている問題点を整理し、その課題を考えてみたい。

## 法科大学院制度導入の背景及び経緯

### 1 現在の法曹養成制度の問題点

法曹(裁判官・検察官・弁護士)資格は、司法試験に合格して司法修習生となり、1 年半の司法修習を経て試験に合格し、修習を終了することによって与えられる。

現在の法曹養成制度の特色は、大学の法学部等の教育機関において法律学の教育を受けたことを法曹資格の要件としていないことと、司法試験の合格者数が極めて限られてきたこと、の 2 つである。

第 1 の特色を、法曹を志願する者に対しては公平性・開放性があるとして評価する考え方もあるが、正規の法学教育を受けたことを要件としないことが、受験者の予備校依存・大学軽視の傾向を強めた面もある。第 2 の特色は、司法研修所の受入れ態勢の問題もあって、合格者数が低く抑えられてきたという事情による。その結果、合格率が非常に低く(平成 15 年試験で 2.58%) 受験期間の長期化が進んだこと、いわゆる司法試験予備校の隆盛によって、「大学離れ」や受験技術偏重の傾向が見られたこと、すぐに正解を知りたがるマニュアル思考に陥る傾向にあること等の問題点が指摘されてきた。<sup>1</sup>

現行の司法試験制度も、徐々に合格者数の増加をはかり、試験内容や試験方法の改善をはかってきたが、現行の制度のままでは、良質な法曹人口の大幅増を望むことはきわめて難しい。我が国の法曹人口の大幅増をはかり、かつ質の維持・向上をはかるために考案されたのが法科大学院制度である。

### 2 司法制度改革審議会「意見書」提出までの経緯

日本の司法が充分その役割を果たすには法曹人口が少なすぎる等の問題意識に立った法

---

<sup>1</sup> 現行司法試験制度の問題点については、井上正仁「法曹養成制度改革の課題」『ジュリスト』1176号,2000.4.15,pp.147-125 に詳しい。

曹養成制度改革への取り組みは、古くは昭和 39(1964)年の臨時司法制度調査会の意見書にさかのぼる。特に昭和 60 年代からは、法曹三者の共通認識として論議が進められてきていた。昭和 62 年の「法曹基本問題懇談会」の設置に始まり、平成 7 年の「法曹養成制度改革協議会意見書」<sup>2</sup>の作成に至る一連の流れである。

一方、行政による事前規制・調整型社会から司法による事後監視・救済型社会へという規制緩和の流れの中で、平成 7 年 3 月には、規制緩和推進計画の項目として法曹人口の大幅増が閣議決定された。平成 9 年 12 月の行政改革会議の最終報告も、「政府においても、司法の人的及び制度的基盤の整備に向けての本格的検討を早急に開始する必要がある」と述べた。また、上記の法曹三者の身内での論議に対する批判・不満も高まり、法曹界の外部から相次いで司法制度改革提言がなされた。自民党の司法制度特別調査会が平成 9 年 11 月に発表した「司法制度改革の基本的な方針 透明なルールと自己責任の社会へ向けて」<sup>3</sup>においては、法曹養成機関として最初に「ロースクール」という言葉が使われた。平成 10 年の経済団体連合会(以下「経団連」とする)の「司法制度改革についての意見」、同 6 月の自民党司法制度特別調査会の「司法制度特別調査会報告 21 世紀司法の確かな指針」のいずれも、ロースクール方式の法曹養成制度を提言した<sup>3</sup>。

また、法曹養成の在り方の見直しを通じて法学教育を改革していこうとする観点から、各種の法科大学院試案が発表された。個人の試案として、柳田試案(1998)<sup>4</sup>・田中試案(1999)<sup>5</sup>、大学が出した試案として、東京大学試案(1999)<sup>6</sup>・神戸大学試案(1999)<sup>7</sup>が代表的なものである。<sup>8</sup>

こうした各界の動きの中、国民の声を幅広く取り入れた司法制度改革を実現するため、平成 11 年 7 月、内閣に司法制度改革審議会(以下「審議会」とする)が設置された。司法制度の抜本的改革に向けての審議ののち、平成 13 年 6 月 12 日、今次司法制度改革の基礎となる「意見書」が提出され、その中に法科大学院制度が盛り込まれた。

### 3 意見書に示された法科大学院制度

#### (1) 目的

意見書は、「司法制度改革の三つの柱」として、  
国民の期待に応える司法制度(制度的基盤の整備)

<sup>2</sup> この意見書の多数意見は、中期的目標として、司法試験合格者 1500 人という数字を挙げていた。小田中聡樹「法曹養成と司法試験制度改革 改革協意見書の批判的検討」『法律時報』68 巻 3 号,1998.3 pp.6-13.

<sup>3</sup> この経団連の提言における「ロースクール」は、法曹の育成を目的とする大学院レベルの法学課程を設け、その修了をもって司法試験の一部を免除することを目的としており、法学教育・新司法試験・司法修習という一連の新しい法曹養成制度の中でとらえられる現在の法科大学院制度とは、やや異なる性格を有する。

<sup>4</sup> 柳田幸男「日本の新しい法曹養成システム(上)(下)」『ジュリスト』1127 号,1998.2.1, pp.111-118;1128 号,1998.2.15,pp.65-70.

<sup>5</sup> 田中成明「日本型法科大学院構想について」『自由と正義』50 巻 9 号,1999.9,p.14-25.

<sup>6</sup> 東京大学大学院法学政治学研究科「法曹養成と法学教育に関するワーキング・グループ・ディスカッションペーパー」『ジュリスト』1168 号,1999.12.1,pp.16-24.

<sup>7</sup> 磯村保・中川文久「神戸大学における法学教育再編の構想」同上 pp58-63

<sup>8</sup> 加藤哲夫「法曹教育と法学教育 学部教育の視点から」『ジュリスト』1170 号,2000.1.1-15,pp.67-75.

司法制度を支える法曹の在り方(人的基盤の拡充)

国民的基盤の確立(国民の司法参加)

を挙げている(意見書 p.9)。

法科大学院制度は、の人的基盤の拡充を目的としており、「司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきである」(意見書 p.61)とされた。

## (2) 教育理念

法科大学院における教育は、理論教育と実務教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、以下の基本的理念を統合的に実現するものでなければならないとされる(意見書 p.63)。

- ・ 「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る。
- ・ 専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。
- ・ 先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。

## (3) 制度の概要

法科大学院制度の概要についてまとめると、以下のようになる。

法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う学校教育法上の大学院であり、標準修業年限を3年とし、短縮型として2年での修了を認める。

法科大学院の配置、入学者選抜等において、「公平性」「開放性」「多様性」を旨とする。

少人数教育を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃い教育内容を提供する。

法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分も取り入れ、実務との架橋を意識する。

法科大学院は、新司法試験の合格率が7-8割程度となるような充実した教育を行う。

適切な機関による第三者評価を継続的に実施する。

第三者評価による適格認定を受けた法科大学院の修了者に新司法試験の受験資格を認め、受験回数を3回程度に制限する。

## 4 「意見書」以降の経緯

意見書提出後、「司法制度改革審議会意見に関する対処方針」が閣議決定された(平成13年6月15日)。司法制度改革推進法(同年12月1日施行)により内閣に設置された司法制度改革推進本部(以下「推進本部」とする。)は、平成14年3月19日に「司法制度改革推進計

画」を閣議決定し、平成 16 年 11 月 30 日の設置期限のもとで、現在、意見書に示された各改革の具体的な立案に当たっている。

法科大学院制度関係では、第 155 回国会において、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成 14 年法律第 138 号)、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成 14 年法律第 139 号。以下「連携法」とする。)、学校教育法の一部を改正する法律(平成 14 年法律第 118 号)<sup>9</sup>が成立した。第 156 回国会においては、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成 15 年法律第 40 号。以下「派遣法」とする。)、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 128 号)<sup>10</sup>が成立し、関連法律の整備は終了した。

## 問題点と課題

法科大学院は、「平成 16(2004)年 4 月からの学生受入れ開始を目指して整備されるべきである」(意見書 p.61)と明言されたために、制度の整備が急ピッチで進められてきたが、開校を目前に控えて、多数の問題点が指摘されている。

関連諸制度を含めた法曹養成制度全体のあり方が未だ確定しておらず、司法修習、既存の大学法学部・大学院の位置付けや相互の関係が明確になっていないことから生じる問題、新旧司法試験との関わりで生じてくる問題(この中には現行司法試験が終了する平成 23(2011)年以降に導入される予備試験<sup>11</sup>の問題も含まれる。)がある。法科大学院自体についても、設置をめぐる問題や内容の問題があり、その他、学生に対する経済支援の問題、法科大学院制度発足以降の法学研究者養成の問題等がある。これらの中から、以下では、意見書が示した法科大学院のあるべき姿( 3(3)参照)からの乖離が懸念される問題として、「公平性・開放性・多様性の確保」、「教育の質の確保」、「新司法試験との関係」の 3 点に絞って、問題の所在を検討する。

### 1 公平性・開放性・多様性の確保

#### (1) 法学既習者の位置づけ

法科大学院の公平性・開放性・多様性を確保するためには、まず多様な人材が法科大学院を志望することが必要である。このため意見書は、入学者選抜につき、「入学試験のほか、学部試験や活動実績等を総合的に考慮して可否を判定すべき」であり、「法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合入学させるべき」であるとしている(意見書 p.65)。その上で、法律学を学んでいない人を念頭に置いて標準修業年限を 3 年としているが、必要な法律学の基礎的な学識を有すると認められる人については、2 年に短縮して修了を認めるこ

<sup>9</sup> 法科大学院を含む、専門職大学院に関する諸改正等

<sup>10</sup> 弁護士が、報酬のある常時勤務を要する公職に就けるようにする改正等

<sup>11</sup> 平成 23(2011)年から開始される予備試験は、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」(意見書 p.72)として設けられるが、法科大学院制度の重大な例外となり得る。

とした(意見書 p.65)。

現在開校予定のほとんどの法科大学院が、入学定員に既習者枠を設けている<sup>12</sup>。その中には、募集段階から予め既習者の定員を定めている法科大学院と、募集段階では区別せず、各法科大学院が行う法学既習者認定試験の結果を待ってその合格者を既習者として取り扱う法科大学院とがあるが、特に、前者のタイプの法科大学院における既習者の割合の高さが注目される。専門職大学院設置基準に関する平成 15 年文部科学省告示第 53 号(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)(以下「文科省告示」とする。)第 3 条第 1 項において、非法学部出身者又は社会人等の占める割合を、3 割以上にするという努力規定が定められているが、このタイプの 31 校のうち 13 校が、既習者を募集定員の約 7 割に設定している。とりわけ現行司法試験の合格実績が高い大学の法科大学院は、既習者重視の傾向が顕著である<sup>13</sup>。

法学既習者重視の傾向は、入学者選抜の過程における非法学部出身者や社会人の軽視を招き、教育課程においても、3 年の標準年限がむしろ例外扱いとなる可能性があることが、以前から指摘されていた<sup>14</sup>。「多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れる」(意見書 p.65)という意見書の趣旨に沿わないばかりでなく、もし法学既習者に対する教育を主流とし、3 年の教育課程のうち 1 年を未習者が既習者に追い付くためのものとしてしまうようなことがあれば、専門的な法知識に留まらない能力の育成を目指す、という意見書の教育理念を損なう危険性があると思われる<sup>15</sup>。

## (2) 全国適正配置の問題

次に、法科大学院の大都市圏集中の現状が問題となる。認可された 68 校の法科大学院の開設地は、東京 23 校、首都圏に広げると 33 校と、全校の約半数を占める。また、近畿圏に 14 校、愛知に 5 校が集中していることを勘案すると、三大都市圏の法科大学院は 52 校を数える。

地方の司法過疎問題の解消は、今回の司法制度改革における大きな目標のひとつであり、社会の様々な場所で活躍する「国民の社会生活上の医師」(意見書 p.57)の養成が求められている。司法過疎から生じる様々な問題に悩むそれぞれの地方において、法科大学院を開設まさに地域に密着した法曹を養成するべきではないかと思われる<sup>16</sup>。

地方に法科大学院が設置されなかった一因として、全国の適正配置に向けての国の支援措置が、教員の人材面にも、法科大学院の財政基盤面にもなかったことが挙げられる。

法科大学院は、少人数教育が求められていることから教員数確保が大きな問題になるが、地方大学では、適正な数の教員を揃えることは困難である。特に実務家教員については、

<sup>12</sup> 「04 年入試版 サンデー受験情報(第 11 弾)波乱のスタート 全国 68 法科大学院 詳細情報 人気度では早稲田大が東大を抜いた!」『サンデー毎日』2003.12.28, pp100-104 によれば、標準 3 年コースのみを設ける法科大学院は、鹿児島・琉球・東北学院・大宮法科・桐蔭横浜の 5 校にすぎない。

<sup>13</sup> 2003 年の司法試験大学別最終合格者数上位 5 校(東京・早稲田・慶応・京都・中央)が開設する法科大学院は、既習者枠を設けていない早稲田を除き、いずれも既習者枠を約 7 割に設定している。

<sup>14</sup> ダニエル・H・フット「中間報告における法学教育改革案」『ジュリスト』1198 号, 2001.4.10, pp.97-104.

<sup>15</sup> 意見書以前の審議会中間報告(2000.11)時点であるが、同上論文でフット氏も、「中間報告の教育理念を全く逆にしてしまう危険性」を指摘している。

<sup>16</sup> 新堂幸司「地方におけるロースクール構想」『NBL』692 号, 2000.7.1, pp26-28 は、地方における法科大学院の必要性と、設置実現に向けての諸方策の提案を行う。

地方の弁護士会の人的規模では、所属弁護士を専任教員として多数法科大学院に割くことは難しい。また、地方の裁判所・検察庁も、現状の係属事件数があまりに多くその処理に忙殺されているため、たとえ法科大学院での教育に意欲のある人材がいたとしても、教員となるのは事実上不可能である。実際、筆者が訪問した法科大学院の所在地は、いずれも高裁や高裁支部の所在地で、法曹三者の人的基盤が整っているはずであるが、複数の大学で、現役判事・検事の専任教員招聘を裁判所・検察庁に要請したが不可能と返答された、もしくは協議を継続するに留まっている、ということであった<sup>17</sup>。このことから、大都市圏以外で現役の実務家教員を確保することが非常に困難であることが分かる。

国は、実務家教員の確保については連携法や派遣法を整備したものの、これらの法律に地方に対する配慮があるわけではない。そもそもの業務繁忙を緩和する目的で裁判所や検察庁等の定員を増員すること<sup>18</sup>も含めて、実務家教員が法科大学院での教育により参画しやすくなる環境の整備、諸法律の整備が必要である。

また、地方の大学は、大都市圏の大学に比べて相対的に小規模な大学が多く、独自で法科大学院を開設・運営していくには財政的に厳しい部分がある。人材面の充実を図るためにもある程度の財政面での裏付けは必要であり、そのような観点からの支援も必要である。

### (3) 社会人と法科大学院

社会人等が容易に学ぶことができるようにするために、「夜間大学院や通信制大学院を整備すべきである」(意見書 p.69)と指摘されているが、初年度の設置認可においては、唯一夜間専門大学院を目指した東京法科大学院が設置認可不可となったため、夜間専門はゼロ、昼夜開講・土曜開講も5校にとどまる<sup>19</sup>。なお、通信制の法科大学院は、初年度では申請がなかった。

複数の現場の担当者によると、構想段階では意見書の理念に沿って全国のかなりの法科大学院が夜間開講を検討したが、昼夜開講すると教員の負担が増えることや、働きながら3年間で結果が出せるような教育を夜間で行うのは困難である、といった理由で実現しなかったとのことであった<sup>20</sup>。この場合の結果とは、端的には新司法試験の合格であり、各法科大学院も、修了者の新司法試験の合格者数・合格率に生き残りがかかっているという現実が、強く影響していると思われる(詳細は後述V)。

通信制法科大学院については、ほとんど議論がなされていない。しかし、通信網の整備によるブロードバンド化が進んでおり、社会人に限らず地方在住の志望者のためにも、将来の課題であろう<sup>21</sup>。

<sup>17</sup> 現役の判事・検事を専任教員として派遣できるのは、事実上規模が大きい東京・大阪に限られるのではないかと、という意見も現地では多かった。

<sup>18</sup> 「裁判所、検察庁等の人的体制の充実」(意見書 p.59)

<sup>19</sup> 大宮法科・桐蔭横浜・成蹊・名城・大阪学院。「日経大学・大学院ナビ ロースクール最新ガイド」  
< [http://campus.nikkei.co.jp/question\\_law/06.html](http://campus.nikkei.co.jp/question_law/06.html) > (last access 2004.3.16)

<sup>20</sup> 確かに、社会人が退職して昼間開講の法科大学院を受験することは可能であるし、法科大学院と法曹に対する期待から、実際に退職して今年度の入学を目指している社会人も多いが、現時点では、法科大学院に入学できても新司法試験に合格できるか確実ではないため、社会人の志望に悪影響を及ぼしていることは明らかであろう。

<sup>21</sup> 橋本剛「ジョージタウン便り 通信制ロースクール」『NBL』684号,2000.3.1,pp.34.

## 2 教育の質の確保

### (1) 教員の数及び質の確保

法科大学院の教員数については、文科省告示第1条第1項で、専任教員が「学生15人に1人」、「1校に最低12人」必要であるとされ、更に第2条第1項・第3項で、「実務家教員が全体の2割」以上であることが要求されている。法科大学院の教育をなし得る人材の総数に限りがあるため、各法科大学院が教員確保に向けて争奪戦を繰り広げる<sup>22</sup>中、8月に文科省の大学設置・学校法人審議会の「法科大学院専門委員会」が教員審査の基準を発表して、相当数の法科大学院教員予定者を「不適格」又は「保留」とした。この教員審査基準は、6月の設置認可申請時にはまだ発表されていなかったため、審査手続の適正さが問題とされた。審査の内容面でも、研究者教員・実務家教員双方について研究業績に論文を重視したことで、従来型の法学部教授を選ぶような基準だと批判されている。<sup>23</sup>

この審査で「不適格」又は「保留」となった教員予定者が相次いだため、教員の数及び質を確保する動きは8月以降も続き、現在に至っている<sup>24</sup>。現に、11月設置認可時点での2校に対する保留の理由は教員不足であり、認可された66校にも、39校に「実務家教員を計画通り採用するように」、23校に「教員確保や教員未配置などの改善」の留意事項<sup>25</sup>が付された。また退官した高齢の実務家等を招いて人数を確保したとも言われる7校には、「教員の年齢構成の是正」という留意事項が付された。このような状況下で、法科大学院で要求される「プロセスによる法曹養成」を実現しうるかどうかが危惧されるところである。

なお、法科大学院における将来の教育の質の確保の観点からすれば、教員の流動性の問題も考慮に入れなければならない。法科大学院教育においては、新鮮な実務感覚が求められるので、特に実務家教員については一定年数での交替が必要になるものと思われる<sup>26</sup>。

### (2) カリキュラムの充実

法科大学院では、法理論教育を中心としつつ「実務教育の導入部分」(意見書 p.67)を実施することが求められており、従来の司法研修所における実務教育の一部を担うことになる。しかし、これまで大学法学部や大学院では理論科目しか教えていなかったため、法科大学院における具体的な教育内容・教育手法は、現在も模索の段階である。更に、法科大学院と法学部及び司法修習の役割分担が不明確であることや、標準3年コースと短縮型2年コースを併存させる折衷的な制度設計になっていることも、具体的なカリキュラム編成を難しくしている<sup>27</sup>。

<sup>22</sup> 『朝日新聞』 2003.7.1.

<sup>23</sup> 阪本昌成「疑念の残る法科大学院の教員審査」『Causa』9号,2003.9,pp.8-11.

<sup>24</sup> 『東京新聞』 2003.9.5.

<sup>25</sup> 以下、留意事項に関する内容・それぞれの該当する法科大学院の数については、「平成16年度開設予定法科大学院一覧」文部科学省ホームページ参照。

< [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houka/03121501.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/03121501.htm) > (last access 2004.3.16)

<sup>26</sup> 北尾哲郎「実務教育『実践』への危惧」『判例タイムズ』1129号,2003.11.25は、従来の司法研修所教官との対比から、法科大学院教員の「教育に当たる(専念する)という情熱」も3年から5年しか持続できないと指摘し、その点からも教員交替の重要性を説く。

<sup>27</sup> 田中成明「法曹人口の拡大と法曹養成制度の改革について」『法律のひろば』54巻8号,2001.8,pp.42-47.

教育内容に関連して、授業で使われる教材についても、法科大学院教育では取り扱う分野が多岐にわたるため、個別の法科大学院で教材等を独自に開発するのは時間的にもコスト的にも困難である。もっとも、最近になってようやく、法務省・司法研修所が法科大学院向けの教材を作成したり<sup>28</sup>、法科大学院間で教材を共有したりする動きが出てきている。<sup>29</sup> これらの相互連携は、各法科大学院の負担を軽減するだけでなく、全国の法科大学院における教育内容の底上げという観点からも注目される。

### (3) 第三者評価機関

4月に開校する法科大学院は、文部科学大臣が認証した第三者評価機関(以下「認証評価機関」とする。)による認証評価を、定期的に受けることとされている(学校教育法第69条の3。連携法第5条)。この認証評価により適格認定が得られなかった場合には、文部科学大臣は当該大学に対し報告又は資料の提出を求めるものとしており(連携法第5条第5項)、その結果、当該法科大学院の設置基準違反等の法令違反が発覚した場合には、改善勧告、変更命令、組織の廃止等の是正措置(学校教育法第15条)を講じることができる<sup>30</sup>。法科大学院の粗製濫造の批判が強い現状<sup>31</sup>においては、このような強い権限が与えられている認証評価機関による、公正で客観的な事後評価の重要性は、特に高まっている。

認証評価は、各認証評価機関が定める法科大学院評価基準に従って行われるものであるが、文部科学大臣は、第三者評価機関の認証についての基準を適用するに際して、必要な細目を定めるものとされており、文部科学大臣による第三者評価機関の認証を通じて、法科大学院評価基準の内容の適正さが確保されることになる(学校教育法第69条の3及び第69条の4。連携法第5条)。現在、文部科学省令等の整備が進められており、各認証評価機関が設定する法科大学院評価基準の項目案等が公表されている<sup>32</sup>。教育内容・成績評価・修了認定等の各評価項目において、具体的な評価方法を確立していくのが今後の課題である。

もっとも、認証評価機関の評価方法が確立されたとしても、各法科大学院は創意工夫による独自のカリキュラムを競っているのであるから、それぞれの教育内容等を横断的に比較の対象とすることは難しい。このため結果的に、客観的データである新司法試験の合格率が重視されていくおそれがある<sup>33</sup>。

## 3 新司法試験との関係

### (1) 法科大学院の定員と新司法試験の合格者数・合格率

<sup>28</sup> 『日本経済新聞』2004.1.6.

<sup>29</sup> 『日本経済新聞』2004.1.12.

<sup>30</sup> 板東久美子「学校教育法の一部改正」;片岡弘「いわゆる法曹養成関連法の成立について」『ジュリスト』(No.1262)2003.2.15 pp70-74;pp75-80.

<sup>31</sup> 佐藤直子「認可決定に透けて見えた「恣意」」『Causa』11号,2004.2,pp33-35.

<sup>32</sup> 「文部科学大臣が第三者評価機関を認証する際の基準(細目)に関する省令案の概要」『認証評価制度等に関する省令の制定等に係るパブリックコメント(別紙)』文部科学省ホームページ参照。  
< [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/public/2004/04012301/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2004/04012301/001.htm) > (last access 2004.3.16)

<sup>33</sup> 『日本経済新聞』2003.11.22.

法科大学院は、課程の修了者の「約7割~8割」(意見書 p.66)が新司法試験に合格するような充実した教育を行うべきであるとされる。プロセスによる法曹養成の観点からすれば、「法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるような仕組み」(意見書 p.67)が求められており、法科大学院でじっくりと目的意識を持って学び、厳格な成績評価及び修了認定を経た者は、そのほとんどが、新司法試験に合格するような制度設計が求められていた。

しかし意見書は、一方で、「平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数の年間3000人達成を目指す」(意見書 p.57)としている。認可後の初年度の総定員数は5590人となっており、合格率は大幅に下がることが予想されている。さらに、平成22年までは残る現行司法試験と、新司法試験の定員配分は未だ確定しておらず、平成19年以降は、新規受験者のみならず前年の不合格者が再度受験するため、合格率はますます低くならざるを得ない。結果として新司法試験もまた、競争試験の様相が強くなりかねない状況にある。

新司法試験の合格者数・合格率を過度に重視することになった場合には、以下のような弊害がある。

学生も教員の指導も新司法試験の試験科目にのみ重点を置くようになり、カリキュラムの多様性が有名無実化する<sup>34</sup>。

合格率の低い法科大学院には学生が集まらなくなる<sup>35</sup>。

合格率が認証評価に影響を及ぼす可能性がある<sup>36</sup>。

やを回避するため、法科大学院側が司法試験予備校に補習等を委託し、また学生側も合格のために予備校を利用することになるため予備校の関与の機会が増える<sup>37</sup>。

意欲あるカリキュラムを設けている法科大学院については、その中身まで十分に吟味した上で、合格者数が当面低くてもきちんと評価し、その結果を公表していく<sup>38</sup>ことが必要であろう。特に、地方に開設された法科大学院は、合格率が低いからといって淘汰されてしまえば、全国適正配置の問題とも関係してくるため、慎重な配慮が望まれる。

## (2)新司法試験の内容面

現在までに明らかになっている新司法試験制度の概要<sup>39</sup>によれば、法科大学院教育による「プロセスによる法曹養成」を経ることで、口頭での表現能力も身につくと考えられるた

<sup>34</sup> 「一般的に、法律基本科目を中心に、新司法試験の試験科目にシフトした、金太郎飴のようなカリキュラムになっているくらいがあり、問題のあるところです」(田中成明「法科大学院時代の法学教育(連続公開講演会「司法制度改革のゆくえ」【第2回】)」『ジュリスト』1262号,2004.2.15, pp.110-122.)

<sup>35</sup> 法務省関係者のコメントとして「合格者が1割に満たない学校は、立ち枯れするのではないか」との意見がある。『毎日新聞』2003.11.22.

<sup>36</sup> 「合格率は第三者評価機関の評価項目となる可能性が大きいという、その評価が大学本体の命運を左右しかねない」『日本経済新聞』2003.11.22.

<sup>37</sup> 大学と予備校の連携の動きにつき「形式的な予備校排除と実質的な予備校化」を危惧する意見として、村井敏邦「ここまできた司法改革と法科大学院構想等の現実」『法と民主主義』385号,2004.1.p.9; 『日本経済新聞』2003.11.20,2003.11.29. 学生側の予備校利用に対する懸念につき、阿部泰隆「ロースクール設置にこれだけの問題点」『Causa』11号,2004.2.p.28-32.

<sup>38</sup> 『朝日新聞』(社説)2003.11.25.

<sup>39</sup> 新司法試験実施に係る研究調査会「新司法試験実施に係る研究調査会報告書」2003.12.

< <http://www.moj.go.jp/SHIKEN/IKEN/index2.html> > (last access 2004.3.16)

め、口述試験は廃止される。論文式試験は、現行司法試験に比べて長い試験時間が割かれており、長文の具体的事例の問題文から、十分な時間をかけて事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を試すことが予定されている<sup>40</sup>。この点は、実務との架橋を重視する法科大学院の理念に合致する方向性である。

しかし、選択科目のあり方については問題となる。現時点では未だ選択科目の内容や配点も明らかではないが、選択科目の詳細は各法科大学院のカリキュラム内容に重大な影響を及ぼす。また、新司法試験における競争試験の状況にそのまま変化がなければ、選択科目決定後もその選択科目だけを勉強して新司法試験に備えようとする学生が多くなり、教育内容の多様化を目指す法科大学院の理念が、結果的に骨抜きになるおそれ<sup>41</sup>がある。

## おわりに

新しい法曹養成制度としての法科大学院制度への期待は大きい。意見書も「制度を活かすもの、それは疑いもなく人である」(意見書 p.56)と述べているように、司法制度改革全体を通じてそれを動かす人的基盤が重要であることを考えると、法科大学院制度の成否が今後の日本の司法を大きく左右していくことになる<sup>42</sup>。その意味で、法科大学院制度の真価を問うには中長期的な視点が必要とされよう。

法科大学院において、公平性・開放性・多様性を確保しつつ、意見書に示された教育理念(前述 3(2))に沿うような質の高い法曹を養成することが出来るかどうか焦点となる。これまで見てきたように、その理念の実現には相当の困難が予想されるが、今後、教育内容の充実に向けて十分な議論が尽くされることを期待したい。

連携法附則第 2 条は、この法律施行後 10 年を経過した時点での法曹養成制度の見直しを、政府に義務づけているが、現在指摘されている制度面での問題点については、10 年を待たずに対応できるものから随時検討し、改善を進めていく必要がある。

---

<sup>40</sup> 黒川弘務「新司法試験制度の理念と概要について」『法学教室』279号,2003.12,pp.11-17は、現行司法試験の論文式試験が、1科目につき2問2時間の時間配分になっていることが、結果的に「論点を覚えてそれをそのまま機械的に吐き出す」形の勉強方法が効果を上げる原因になったのではないかと指摘する。

<sup>41</sup> 『日本経済新聞』2003.10.25.

<sup>42</sup> 「法科大学院でどのような人材を養成できるか、これが長い目で見て司法制度改革の成否を決する鍵であると思っています」(佐藤幸治「司法制度改革の経緯と展望(連続公開講演会「司法制度改革のゆくえ」【第1回】)」1260号『ジュリスト』,2004.1.1-15,p.211.)